



フランシスカンの独自性

Franciscan Identity

総理事会による資料

2012年 ローマ

フランシスカンの独自性
Franciscan Identity

総理事会による資料
2012年 ローマ
1

目次

はじめに	5
フランシスカンの独自性（アイデンティティー）	7
テーマの説明	7
動機付けと目標	7
手段	8
基本となるテキスト	9
わたしたちの独自性（アイデンティティー）についての霊 的・神学的前提	10
会則を祈りを込めて読むこと	10
わたしたちの「生活様式」の中心となる諸要素	15
第一の側面	16
第二の側面	18
第三の側面	20
フランシスカンの福音的な召命	23
1. 初めの招き	24
2. 聖福音を遵守する	26
3. 聖フランシスコの会則に従って生活する	28
4. 会憲に基づき、今日聖フランシスコに従う	29
5. わたしたちの誓願を日々新たにすること	31
6. 小さき兄弟として生きる	34
7. 社会において兄弟性と小ささのうちに福音宣教する... ..	38
付録（参照資料）	43
諸国の民へのミッション	45
境界に身を置くこと	47
2009年総集会指令13	51
参照会憲抜粋	52

はじめに

親愛なる兄弟の皆さま

主が平安をお与えくださいますように！

前回の総集会では、総理事会は「フランシスカンの独自性（アイデンティティ）と、司祭と信徒兄弟の両方が福音宣教の派遣使命に参加するというテーマについて深める」よう求めました（総会指令2）。

「常に福音に照らされて生き、働くために、キリストとその福音から再出発するというわたしたちのプロジェクト」（「福音からの再出発」：刷新計画の手引きと資料、p.20）を活性化するために、「わたしたちが一体何者であり、どのように存在するために召されているのか」という問いかけについて新たに考察したいと思います。本会が困難や問題を抱えている時に、わたしたちのカリスマの特質を具体的に再認識することは、この「危機」を、わたしたちが生きるよう約束し、日常生活に具体化することを約束した本質的なことがらを識別する機会に変える助けとなることでしょう。それは同時に、より意味のある、しかも預言的な存在であるために、現代世界の「福音的反逆者」となるよう、わたしたちを励ましてくれることでしょう。

総理事会は会則と会憲に立ち返ることによって、現代社会に対する「共感と優しさ」をもって（「福音の賜物の使者」、13, 15）、小さき兄弟たちの独自性（アイデンティティ）を考えることに既に着手いたしました。このよう

な考察は、新管区長たちや管区長協議会会長たち、そして総視察者たちと分かち合わせ、深められました。

総理事会は、これらの集会で出された様々な意見を集め、この簡単な冊子にまとめて、この重要な問題をより深く学ぶための実践的なツール（資料）を諸管区と諸構成単位にご提供したいと思います。

この省察の前半では、管区会議の準備をし、管区の生活とミッションの計画／プロジェクトを作成するために役立つ具体的な考察が提案されています。この第一部は生涯養成で使うこともできますし、また、静修日や黙想会のガイドラインとして使うこともできます。

後半では、個々の兄弟共同体でも管区あるいは構成単位の集会でも使えるよう、わたしたちのカリスマの独自性（アイデンティティー）について意義のある豊かな祝い方（集まり）が提案されています。それは、一人ひとりの兄弟がそれを今一度自分のものとし、それによって、自分自身の生活を刷新するとともに、自分の忠実さを強化するように励まされるためなのです。

わたしたちの独自性（アイデンティティー）を深く刷新する心の旅路に幅広く有効に活用されることを願って、この活性化と促進の「ツール」を各管区長、分管区長、修道院長にお委ねいたします。

2012年10月4日
聖フランシスコの祝日に

総長 兄弟ホセ・ロドリゲス・カルバッリョ、OFM

フランシスカンの独自性（アイデンティティー）

管区長、分管区長並びに修道院長は、管区会議や分管区会議の準備や会議期間中、また生涯養成の集まり、静修日や黙想会において、さらには各兄弟共同体がその生活とミッションの計画／プロジェクトの作成時に、各兄弟共同体において現代のわたしたちの独自性（アイデンティティー）を深く考えるように促すことを求められています。

テーマの説明

会則と会憲という土台となるテキストを基に、これから「わたしたちは一体何者であり、また、どのように存在するために召されているのか」について、小さき兄弟として、また、管区として、教会および現代の世界と対話しつつ考えて行きたいと思います。

動機付けと目標

会則を現代に通じるものとし、フランシスカンの召命を導くものとするような「基本法」として会憲を捉えるように兄弟たちを促すため。

他のカリスマと同じように、わたしたちのカリスマも、殊に教会と世界のために与えられた聖霊からの「賜物」であるとの認識を新たにするため。

奉献生活を送る者として、神への帰属意識および本会全体と管区の共同体への帰属意識を深めるため。これは、教区司祭と同一視されたり、他の教会の霊性と混同され

たりしないためです。聖職者の兄弟とブラザーの兄弟のすべてが、同じユニークで根本的なフランシスカンの独自性（アイデンティティ）を保持することを目標とします。

正義・平和・エコロジー（被造物の十全性）の大切さを促進するために、フランシスカンのインスピレーションを取り戻し、発展させるため。

批判と傾聴の精神をもって他の宗教および現代の主要な文化と対話するため。それは、他の宗教や現代の風潮に左右されないためであり、むしろ、わたしたちのフランシスカン的な福音宣教の方法を刷新する方向に導くためです。

手段

- * わたしたちのカリスマの根本要素を会則と会憲からとらえる。それは全章にまたがり、かつ聖フランシスコからわたしたちに伝えられた生き方を構成しています。
- * カリスマの諸要素は、三つの基本的側面に大別されます：（1）神学的・霊的側面；（2）兄弟性と小ささに基づく生活；（3）教会と世界におけるミッション（会則第6章1-6；第10章7-17参照）。
- * それぞれの主なテーマについて、教会の現状や現代文化と向き合うことが提示されています。

- * 独自性（アイデンティティー）を考えるに当たっては、不完全で断片的な見方に陥らないために、それを構成するすべての側面を心に留め、明確に示すことが大切です。
- * この提案は総会資料「福音からの再出発」が示す手引き、及び「再評価と識別の期間」に示された考察の過程と密接につながっており、また生活と使命への計画に適切に一貫した示唆を与えるものです。

基本となるテキスト

わたしたちの独自性（アイデンティティー）を要約する基本的な参照箇所は会則第1章と会憲第1条1-2項から取られます。

会則 第一章

小さき兄弟たちの会則と生活はこれである。つまり、わたしたちの主イエス・キリストの聖福音を遵守し、従順のうちに、何も自分のものとせず、貞潔に生きることである。兄弟フランシスコは、ホノリオ教皇様と、正式に選ばれた彼の後継者と、ローマ教会とに、従順と尊敬を約束する。他の兄弟たちは、兄弟フランシスコと、その後継者に従順しなければならない。

会憲 第1条

(1) 小さき兄弟会は、アシジの聖フランシスコによって創立された兄弟共同体である。ここにおいて兄弟たちは、聖フランシスコが守り、かつ示した生活様式に従って、教会の導きのもとに福音を生き、聖霊の働

くまみに、イエス・キリストにより忠実に付き従い、誓願を立てることによって、最も愛すべき神に自分をあますところなくささげる。

(2) 聖フランシスコの弟子である兄弟たちは、祈りと信心の精神をもって、根本から福音的な生活を営まなければならない。そして兄弟的交わりのなかで、悔い改めのあかしと、小さき者であることのあかしを立てる。また兄弟たちは、すべての人に対する愛のゆえに、全世界に福音を告げ知らせ、和解と平和と正義を、行ないをもって説き、被造物に対する大きな敬意を示さなければならない。

わたしたちの独自性（アイデンティティー）についての 霊的・神学的前提

アシジのフランシスコの霊的世界を信仰に照らして理解するためには、これらの原則は不可欠のものです。しかも、そうした原則の中でも、見過ごすことのできないものがあります。

たとえば、神が父であることを深く信じること、キリストに徹底的に従うこと、聖福音への従順と福音的勧告の遵守、生活の絶対的な中心として主の霊を持つこと、祈りと信心の精神をいつも生き生きと保つことの大切さ、解放と自由への道としての無所有、無所有の特に恵まれた形としての心の清らかさ、召命の本質的要素であるミッション（イエスのように派遣されること）、そして、平和への飽くことなき探求です。

会則を祈りを込めて読むこと

わたしたちのカリスマの神学的・霊的諸要素と向き合

うために、わたしたちの独自性（アイデンティティー）が基礎をおいている会則の中心的な二つの箇所を、祈りを込めて読むことを提案します：

「¹兄弟たちは、家、土地、その他いかなるものも、何一つとして自分のものにしてはならない。²むしろ現世においては、旅人、寄留者として清貧と謙遜のうちに主に仕え、信頼をもって施しを求め、³これを恥じてはならない。主がわたしたちのために、現世において貧しい者となられたからである。⁴これこそ、いとも愛する兄弟のあなたがたを天の国の相続者ならびに王の地位につかせた、いと高き清貧の頂きである。これは、あなたがたを物においては貧しい者としたが、徳において高めたのである。⁵これをあなたがたの「分け前」としなさい。これがあなたがたを「生ける人々の国」に導くのである。⁶いと愛する兄弟たち、この清貧に全く身をゆだね、これ以外のいかなるものも、主イエス・キリストの御名のために、天（あめ）の下において持つことを永遠に望んではならない」（会則 第6章 1-6）。

「⁷わたしは主イエス・キリストにおいて戒め、勧める。兄弟たちは、『すべての』高慢、虚栄、嫉妬、『貪欲』、この世についての思い煩い、そしり、つぶやきを避けるべきであり、無学な者（文字を識らない者）が学問（文字）の習得に心を配ってはならない。⁸むしろ、次のことに努めるべきである。すなわち、[兄弟たちが] すべてに越えて恐れ、望まなければならないことは、主の霊とその聖なる働きを持ち、⁹常に清い心で主に祈り、迫害や病気の時には、謙遜と忍耐を養い、¹⁰また、わたしたちを迫害し、責め、とがめる人たちを愛することである。な

ぜなら、主がこう仰せになっているからである。『あなたがたの敵を愛し、あなたがたを迫害し、そしる人のために祈りなさい』。^{1 1} 『義のために迫害を忍ぶ人は幸いである。天の国は彼らのものだからである』。^{1 2} 『終わりまで耐え忍ぶ人は救われる』(会則 第10章7-12)。

「¹ 兄弟たちのだれであろうと、神の勧めにより、イスラム教徒および他の非キリスト教徒のもとに行きたいと望む者は、自分の管区奉仕者(管区長)に許可を願わなければならない。² 奉仕者(管区長)は、派遣されるにふさわしいと認める者のほかには、だれにも許可を与えてはならない」(会則 第12章1-2)。

「³ また、わたしはその同じ兄弟たちに戒め、勧める。説教する時には、『熟慮した清い言葉で』、人々の利益と霊的向上のために⁴ 悪徳と善徳、罰と光栄について話し、簡潔に語るように。なぜなら、『主が地上において』簡潔な言葉で語られたからである」(会則 第9章3-4)。

神の御言葉をフランシスカン生活の中で祈りを込めて読むことについて、本会が既に提案したアウトラインに従うことをお勧めします。つまり：

1. 聖霊を呼び求める時間を設けて準備すること。
2. テキストを読み、聴くこと。
3. テキストの豊かさを発見し、理解し、自分のものにするとともに、鍵となる文章を暗記すること。
4. 賛美と感謝と嘆願あるいは祈願の祈りを通してお返しすること。
5. フランシスコの言葉を聴き、受け取ることから生ま

れる具体的な選択をすること。

会則のこれらのテキストに含まれるいくつかの重要な要素を以下に示します：

- ・ 祈りと観想の生活の間、小ささにおける兄弟的生活と熱心な宣教者的、福音宣教者的生活の間における正しい均衡と相互作用。
- ・ わたしたちが仕えなければならない主である父なる神への、わたしたちが受けなければならない聖霊への、そしてわたしたちがその跡に従わなければならないイエス・キリストへの信仰（会則 第6章1，第10章7-8）。
- ・ 無所有の一般原則（会則 第6章1）。
- ・ 旅人、寄留者であるための基準（会則 第6章2-3）。
- ・ 天の国への道としての至高の清貧（会則 第6章4-6）。
- ・ 主の霊からわたしたちを引き離すもの（会則 第10章7 b）。
- ・ 人間の心がすべてに越えて求めなければならないこと（会則 第10章8-10 a）。すなわち、「主の霊とその聖なる働きを持ち」、「常に清い心で主に祈り」、「迫害や病気の時には、謙遜と忍耐を養い、また、わたしたちを迫害する人たちを愛すること」。
- ・ 堪え忍ぶことの福音的基盤（会則 第10章10 b-12）。
- ・ 神の勧めを受けた結果としての宣教者への召命。
- ・ 主および兄弟共同体から派遣された宣教者の兄

弟（会則 第12章1-2）。

- 神の民の霊的向上のために説教し、イエスの説教を福音宣教の永遠のパラダイム（模範）とする（会則 第9章3）。

わたしたちの「生活様式」の中心となる諸要素

具体的な生活様式に創造的に具現されたフランシスコの霊的展望の基本要素を、わたしたちは三つの鍵となる側面に集約することができます。

お勧めする方法：

- ・ 各側面（第一、第二、第三）で、個人的に、そして共同体としての考察が行われます。
- ・ ミーティングを始める前に、まず読み、一人ひとりが考察します。
- ・ 修道院長または司会者は、共同体としての考察を進めるための綿密な準備を行います。
- ・ 誰かが歌または祈りと、中心となるテキストを読むことから始めます。

短い沈黙の時と分かち合いの時を持ちます。

- ・ 文化（地方の文化でもよい）の肯定的な側面と否定的な側面として「人々が捉えていること」を読みます。
- ・ 次に、新たな問題や「わたしたちで考えるべきこと」を読みます。
- ・ 最後に、歌を歌うか祈りで終わりにします。

第一の側面 徹底して福音に従う生活

- 聖福音を守ろう：会憲 第1条、第5条2項、第22条1項。
(cf. 第83条1項、第117条2項、第127条4項)
- イエス・キリストにもっと忠実に従おう：会憲 第1条1項、第5条2項。
(cf. 第7条1項、第8条1項、第38条)
- 神に自分をあますところなく捧げよう：会憲第1条1項、第5条2項。
(cf. 第6条、第7条、第8条、第9条、第19条2項、第20条1項、第33条1-2項、第45条1項、第65条、第67条)
- 祈りと信心の精神を持って生活しよう：会憲第1条2項、第19条。
(cf. 第20条、第21条-第24条、第26条、第28条、第29条)
- 絶えざる回心（悔い改め）の生活をしよう：会憲第1条2項、第32条。
(cf. 第33条3項、第34条2項、第84条、第86条、第99条)

置かれている状況：

わたしたちの「福音に従う生活様式」は、広く靈的感覚と体験の探求と対置させられています。それは、しばしば人々を個人的な宗教の創造へと駆り立てる様々な靈性です。しかし同時に、宗教の自由と多宗教間の対話に対する新たな認識として、信じる側の者のより大きな責任感として、また、ナザレのイエスというお方に対して新たに芽生えた共感として。しかし、その一方で、外に

現れるイメージを重視する傾向や、刹那的な風潮、宗教的な無関心もあり、感情的で脆い信心形態もあります。

地域的な風潮がもたらす他の問題もあります。それらを指摘してみてください。

考えてみましょう：

- －これらの風潮がわたしたちの生活に及ぼすネガティブな影響とは何でしょうか、また、わたしたちはこれらから何を学ぶことができるでしょうか？
- －わたしたちのカリスマの第一の側面はわたしたちに何を伝え、また、わたしたちは福音化するために、現代においてどのように貢献することができるでしょうか？
- －福音的生活を刷新するための具体的な選択を、個人として、そして/または兄弟共同体として、少なくとも一つ定めましょう。

さらなる検討と考察のために：

- ・ 「フランシスカン・アイデンティティー：会憲を読んで学ぶために」、1991年。
- ・ 「祈りと献身の精神：研究と省察のためのテーマ」、1996年。

第二の側面 兄弟性と小ささの生活

- 兄弟共同体となろう：会憲第1条1項、第38条。
(cf. 第40条、第41条、第45条1項、第79条、第140条1項、第232条)
- ＊兄弟的な交わりのうちに生きよう：会憲第39条、第42条。
(cf. 第9条3項、第46条、第50条-第52条、第87条1項-2項、第137条2項、第139条1項)
- 「いかなるものも自分のものにしてはならない」：会憲第72条1項、第73条-第75条。
- 福音的清貧：会憲第8条、第72条2項。
(cf. 第64条、第65条、第67条、第70条、第75条1項、第91条、第97条)
- 「労働の恵み」：会憲第76条-第82条。
- 「取るに足りない人々の間で小さき者として」(連帯)：会憲第66条、第72条3項。(cf. 第32条3項、第78条1項、第82条1項と3項)
- 和解と平和と正義を行いを持って説き、被造物に対する尊敬を示す：会憲第1条2項、第68条、第69条、第71条。
(cf. 第85条、第98条2項、第96条2項-3項、「福音の賜物の使者」30)

置かれている状況：

小さき兄弟としてのわたしたちの生活は、大規模な連帯運動やボランティア活動と対置させられています。たとえば、新しい生き方の探求や、人権や環境問題への感性、あらゆる種類の少数派の浮上など、これらはわたしたちの社会を多様な文化にしています。

しかしまた、現代文化は個人主義や富と権力の追求に支配されており、その特徴は、分断であり、不正であり、移住現象であり、様々な形の社会的疎外です。

地域的な風潮がもたらす他の問題もあります。それらを指摘してみてください。

考えてみましょう：

- －これらの風潮がわたしたちの生活に及ぼすネガティブな影響とは何でしょうか、また、わたしたちはこれらの風潮から何を学ぶことができるでしょうか？
- －わたしたちのカリスマの第二の側面は何を語っており、わたしたちは現代文化を福音化するためにどのように貢献することができるでしょうか？
- －兄弟性と小ささにおける生活を刷新するための具体的な選択を、個人として、そして／または兄弟共同体として、少なくとも一つ定めましょう。

さらなる検討と考察のために：

- ・ 「あなた方は皆兄弟である：会憲第三章に関する生涯養成のための資料」、2002年。
- ・ 「現世においては旅人であり、寄留の身である：小さき兄弟会会憲第四章に基づく生涯養成のための資料」、2008年。

第三の側面 教会と世界におけるミッション

基本となる参照箇所（会憲 第 112 条 1 項）：「本会の活動が、その選択、具体的な実行方法、あかしの力の点で、現代の必要とフランシスカンとしての福音宣教活動の必要に応えているかどうかを吟味し、また使徒職を推し進めるための適切な道と方針を定めるのは、総会および管区会議の責務である。」

- すべての兄弟は教会のミッションに与っている：会憲 第 83 条、第 84 条。
（cf. 第 4 条 1 項、第 5 条 2 項、第 89 条 1 項、第 116 条 1 項）
- 生活によるあかしによって福音宣教しよう：会憲 第 86 条、第 89 条 1 項。
（cf. 第 87 条、第 90 条-第 99 条、第 115 条 2 項）
- 言葉によって福音宣教しよう：会憲 第 89 条 2 項、第 100 条-第 110 条。
- 兄弟性と小ささのうちに福音宣教しよう：会憲 第 87 条 1 項-2 項、第 91 条、第 111 条。（cf. 第 88 条、第 97 条、第 98 条、第 104 条、「福音の賜物の使者」 27）
- 「人々の間で」また「諸国民に向かって」福音宣教しよう：「福音の賜物の使者」 13-21。（cf. 会憲 第 116 条、第 117 条、第 118 条 2 項、第 121 条）
- 新しい福音宣教のための新しい兄弟共同体の形：会憲 第 87 条 3 項、第 115 条 1 項、「福音の賜物の使者」 「総会指令」 20。
- わたしたちは「旅人であり、寄留の身である」（巡回宣教者）：会憲 第 64 条、第 72 条 1 項、「福音の賜物の使者」 22-24、「総会指令」 13。

- わたしたちはすべての人から学び、すべての人と対話する用意を持っています：会憲 第 93 条。

置かれている状況：

わたしたちフランシスカンのミッションは、女性、平等、参加、民主主義を大切にする風潮と対置されています。しかしまた、新世代と教会との間に距離をつくってしまった支配的な勢力とも対置されています。それらは教会に対して過度に批判的で、時には攻撃的となる精神に侵され、宗教的無関心と相対主義を助長し、価値観や基準の変化によって急速に変化する風潮です。

教会の内部から生まれる他の重要性もあります。たとえば、御言葉を中心とすべきこと、一般信徒の参加と様々な形態の協力など。また同時に、極端な聖職者主義や、性的虐待と搾取、福音と相反する生き方、貧しい人々の間に教会がないこと、さらには責任ある者に対する信徒や兄弟たちの信頼感を損なうようなその他の問題も生まれています。

教会の中にも兄弟会の中にも、宣教者としての熱意の低下がみられます。

地域的な風潮がもたらす他の問題もあります。それらを指摘してみてください。

考えてみましょう：

- これらの風潮がわたしたちの生活に及ぼすネガティブな影響とは何でしょうか、また、わたしたちはこれらの風潮から何を学ぶことができるでしょうか？

- －わたしたちのカリスマの第三の側面は何を語っており、またこれらの風潮を福音化するために、わたしたちは今日、どのように貢献することができるでしょうか？
- －海外宣教および福音宣教への勢いを刷新するための具体的な選択を、個人として、そして/または兄弟共同体として、少なくとも一つ定めましょう。

さらなる検討と考察のために：

- ・ 「フランシスカン・アイデンティティー：会憲を読んで学ぶために」、1991年。
- ・ ヘルマン・シャルック、「全世界をキリストの福音であまねく満たすために」、1996年。
- ・ 「小教区で兄弟性と小ささのうちに福音化するために派遣されて：小教区司牧のための手引き」、2009年。

フランシスカンの福音的な召命 わたしたちの独自性（アイデンティティー）を祝おう

始めに

ここに提案することは一つもしくはそれ以上の集まりで実行することが可能ですし、やり方は兄弟共同体や地域の状況に応じて変えてください。それぞれの文化や他の人々の感性に合わせて、しるしや表現を変えたり、追加したりしてもかまいません。

準備

兄弟の集まりの中心にご聖体を置き、そばに、聖フランシスコの絵、サン・ダミアノの十字架、福音書、会則、会憲、サンダル、地球儀または世界地図を用意します。

1. 初めの招き

親愛なる兄弟の皆さん！

わたしたちの召命は聖三位一体からいただいた貴い賜物です。わたしたちのフランシスカン兄弟共同体は、福音書におけるキリストの声に耳を傾けることから、聖霊による新しい絆を通して生まれたものです（「福音の賜物の使者」6）。それは、聖霊が師父フランシスコとその弟子たちに、教会と世界のためにお与え下さったカリスマ（霊の賜物）です。このカリスマには、教会と世界におけるミッションのために、個人と兄弟共同体の双方が持っていないなければならない特有の独自性（アイデンティティ）があります。これはダイナミックな独自性（アイデンティティ）で、歩みつつ築かれるという福音にかなう「動的」独自性（アイデンティティ）とも言えます。その出発点、中心、そして安定させてくれる錨（いかり）は、福音書です。わたしたちには自分たちの位置を知る基準点として、師父フランシスコと初期の兄弟たちの体験、フランシスカンの源泉資料、何世紀にもわたり本会に継承されて来た霊的、文化的、知的、そして宣教者としての遺産、会憲、一人ひとりの兄弟とすべての兄弟共同体の創造的忠実さ、さらには、それぞれの時代の時と場所のしるしに対する応答を持っています。会憲は殊に重要な道具であり、わたしたちの独自性（アイデンティティ）を守り、現代に合わせるために、教会の認可を得た、本会全体がかかわった作業の実りです。わたしたちはこの会憲を知り、心の中に活かし、わたしたちの生活と福音化するミッションの中に積極的に取り入れるために、個人的な決意と兄弟愛を新たにしたいと思えます。

歌

ご聖体を顕示し、十字架のしるしと挨拶で始まる儀式の後で、司会者は全員に三位一体への祈りを唱えるように招きます：

「全能、永遠、正義、慈しみの神よ、惨めなわたしたちに、あなたのお望みだとわかっていることを、あなた御自身のために果たさせてください。また、御心にかなうことをいつも望ませてください。こうして、内的に清められ、照らされ、聖霊の火で燃え立たせられて、あなたの愛子わたしたちの主イエズス・キリストの御足跡に従えますように。そして、いと高きお方よ、ただ、あなたの恵みによって、あなたのもとに行けますように。あなたは、完全な三位・単純な一体のうちに全能の神として生き、治め、栄光の内におられます。世々に至るまで。アーメン。」

2. 聖福音を遵守する

解説：

福音の賜物はわたしたちの兄弟共同体の源泉です。聖フランシスコは「遺言」の中で、いと高きお方が自ら、聖福音の教えに従って生きるように示されたと述べています。わたしたちのカリスマの独自性（アイデンティティ）にとり、出発点であり中心点となっているのは、師父聖フランシスコの模範に倣って福音を遵守し、福音に従って生きることです。「小さき兄弟たちの会則と生活はこれである。つまり、わたしたちの主イエス・キリストの聖福音を遵守し、従順のうちに、何も自分のものとせず、貞潔に生きることである。」

聖歌を歌い、福音書が入場する
会憲の第1条1項と2項を読む。

第1条

(1) 小さき兄弟会は、アシジの聖フランシスコによって創立された兄弟共同体である。ここにおいて兄弟たちは、聖フランシスコが守り、かつ示した生活様式に従って、教会の導きのもとに福音を生き、聖霊の働くままに、イエス・キリストにより忠実に付き従い、誓願を立てることによって、最も愛すべき神に自分をあますところなくささげる。

(2) 聖フランシスコの弟子である兄弟たちは、祈りと信心の精神をもって、根本から福音的な生活を営まなければならない。そして兄弟的交わりのなかで、悔い改めのあかしと、小さき者であることのあかしを立てる。また兄弟たちは、すべて

の人に対する愛のゆえに、全世界に福音を告げ知らせ、和解と平和と正義を、行ないをもって説き、被造物に対する大きな敬意を示さなければならない。

静かに瞑想する

3. 聖フランシスコの会則に従って生活する

解説：

フランシスコが神の恵みにより、また、聖霊に促されて感じ取った福音的な生活様式は、わけても会則に示されています。それこそは本会の生活の基本であり、掟です。それは特に「福音の真髄」(2 チェラノ 208) です。わたしたちのカリスマに忠実に生きるためには、師父聖フランシスコが与え、教会が認可してくれた会則をいつも心に留めていなければなりません。

聖歌を歌い、会則が入場する
会憲の第2条1項と2項を読む。

第2条

(1) 教皇ホノリウス3世によって認証された小さき兄弟たちの会則は、本会の生活と法規の基礎である。会則に記されている事はすべて、聖フランシスコの考え方、とりわけその著述に明示された考え方に沿い、また、教会の解釈と本会の健全な伝統に従って、歴史と文化の流れの中で理解され、守られるべきである。

(2) 「創立者の精神と会の固有の目的」をさらに深く知り、忠実に守るために、兄弟たちは会則と共に、聖フランシスコとその直弟子たちの生き方、および書き物を研究し、理解し、大切にすることが必要である。

静かに瞑想する。

4. 会憲に基づき、今日聖フランシスコに従う

解説：

わたしたち小さき兄弟は、師父聖フランシスコが生き、息子たちに提案し、教会によって認可された福音に基づく生活様式を、いつの時代も守って生きたいと願っています。この目標を達成するために、わたしたちには大きな助けが与えられています。それは、改訂された「会憲」です。会憲は常に会則を時代に即したものにしてくれます。会憲は「小さき兄弟」としてのわたしたちの独自性（アイデンティティ）をいつも時代に即したものにするのに不可欠です。

聖歌を歌い、会憲が入場する

会憲第10条、第12条1項と2項、第4条を読む。

第10条

聖フランシスコの会則に正統な解釈を与えるのは、聖座に留保される。総会は、会則そのものを新しい時代に適応させ、解釈を与える権限を持つ。但し、それは、聖座の承認を必要とする。

第12条

(1) 会憲は、すべての兄弟が、どこにいても、会則に従って生活を律するための、根本的規範を示すものである。

(2) 本会憲に定められた法規を、すべての兄弟は、最大の注意を払って守るよう努める。これが忠実に守られない限り、兄弟的な交わりも、本会固有の方法による福音的完成も、達成することは出来ない。

第 4 条

(1) 兄弟たちは、神の民の一員として、時代の新しいしるしに注意を払い、移り行く世界の情勢に対応しつつ、常に 教会と心をつにし、教会が提起する課題と目標を自分のものとして、力を尽くしてそれを推進する。

(2) すべての、そして一人ひとりの兄弟は、固有の会則と従順の誓願によって特別に結ばれている教皇に対し、従順と尊敬を示す。また司牧に関わることは、司教の権限の下におかれる。さらに兄弟たちは、常に司教と司祭に対して、聖フランシスコの教えと模範にならい、ふさわしい礼節と敬意をもって接する。

静かに瞑想する。

5. わたしたちの誓願を日々新たにする

解説：

わたしたちの召命は人格的な約束であり、日々果たして行くものです。だからこそ、自分の誓願を心に留め、わたしたちの生涯の各段階に、神が待ち望んでおられる新たな答えを神にお捧げするよう求められているのです。わたしたちの誓願の文言を日々新たに唱えることによって、自分の応答を時代に即したものにすることができます。ですから、わたしたちの誓願の言葉を、それがわたしたちの生活そのものとなるまで、鳴り響かせましょう。

復活の大ローソクを灯して入場する

会憲第5条1項を読む。

第5条

(1) 兄弟たちは、洗礼による聖別をいっそう完全にし、神の招きに応えるために、最も愛すべき神に自分をあますところなく奉獻し、聖フランシスコの精神に従って生きるために、従順、清貧、貞潔の誓願によって神と盟約を結ぶ。これにより彼らの生活が全存在にわたって、愛においてささげられた神へのいけにえとなる。

(2) 本会における誓願の宣立は、正当な管区長の権威の下に、次のように表明される。

しばし沈黙する

各人は復活の大ローソクから自分のローソクを灯し、以下の祈りを唱えながら、皆で自分の誓願を更新します：

全能、至聖、至高、至上の神、
聖にして義なる父、
天地の王である主よ、
あなたの愛の力により、
あなたの僕フランシスコにお示しくださった生き方
で、
あなたの愛し子、
わたしたちの主イエス・キリストの御足跡に従うよ
うに、
私を招いて下さったゆえに、
あなたを称え、感謝します。

聖霊の力により、
私は今日、あなたのみ前で、
従順、無所有、貞潔のうちに生きる誓願を
心からの熱意を持って新たにします。
また、ホノリウス教皇によって認可された小さき兄
弟たちの生活と会則を
小さき兄弟会の会憲に従って
誠実に守るという約束を再確認いたします。

父よ、
教会となられたおとめ、
奉献生活の模範である汚れなき聖マリアによって強
められ、
師父聖フランシスコ、およびすべての聖人、兄弟た
ちの執り成しによって、
私がこの聖なる目的を最後まで保つことができます
ように、
そして、いと高きお方よ、

ただ、あなたのお恵みによって、
あなたのもとに行けますように。
あなたは完全な三位・単純な一体のうちに生き、治め、
栄光のうちにおられます。世々に至るまで。アーメン。

会憲第19条を読む：

第19条

(1) 兄弟たちは、自分たちの誓願への忠実さから、祈りにおいてキリストに倣う。キリストは、御父に最高の感謝をささげつつ、「常に生きて、わたしたちのために神にとりなしをしておられる」。

(2) 「まさに、祈っていたと言うよりも、自分自身が祈りとなった」。聖フランシスコの足跡に倣って兄弟たちは、妨げとなるものをすべて取り除き、あらゆる心配や思いわずらいを斥け、汚れのない心、清い考え方で、主なる神に仕え、愛し、賛美し、礼拝する。「なぜなら、気を落とさずに絶えず祈らなければならないから」であり、また、「御父はそのような礼拝者たちを求めておられる」からである。

6. 小さき兄弟として生きる

解説：

教会の歴史上、自分の会の名前を「兄弟会」としたのはフランシスコが初めてです。そればかりか、フランシスコはこの兄弟会を「小さき兄弟会」と呼ばれることを望みました（1 チェラノ 38）。会憲の最初の文言は、本会が兄弟会であることを確認するものです。つまり、この語がまずもって表しているのは、会の主体は組織ではなくて、「兄弟」という人間だということです。神と福音を中心とすることに次いで、兄弟性はフランシスカン召命の独自性（アイデンティティ）の中でも、最も重要な要素なのです。聖フランシスコは、兄弟たちも、聖福音に従って生きるという啓示も、両方とも主からの賜物であることを認識していました。

聖歌

次の会憲の文章を読む。各条を読んだあとはしばし沈黙する。

第 38 条

兄弟たちは、天の御父の子供として、また、聖霊におけるイエス・キリストの兄弟として、主が聖フランシスコに啓示された、福音に基づく生き方に従って、兄弟的生活を共同で営む。母がその子を愛し、養う以上に、兄弟たちは互いに愛し合い、養い合う。

第 39 条

聖霊により 神の愛が心の中に満ち溢れて、すべての兄弟たちは、自分たちの間に家族的な精神と

相互の友情を育む習わしを大切にし、さらに、礼儀正しさ、朗らかさ、その他のあらゆる徳を培う。それによって互いに希望と平和と喜びの刺激を常に与え合い、真の兄弟共同体に集い、人間として、キリスト者として、修道者として、完全に成熟してゆく。

第40条

兄弟は、一人ひとりが、神から兄弟会に授かった賜物である。従って兄弟たちは、各々の性格、文化、習慣、才能、能力、資質は異なっても、お互いがあるがままに、そして対等な者として受け入れる。それによって兄弟会全体が、神との出会いの優れた場となる。

第41条

本会の会員はすべて、会内において担う職務や任務や奉仕職の区別があっても、名実ともに兄弟であり、小さき者である。

第55条

(1) 兄弟たちは、神から聖フランシスコに与えられたカリスマが、小さき兄弟たちにと同様、フランシスカン家族の他の会員にも、豊かな様々な実りをもたらし、表れ出ていることを、喜びをもって思い起こす。

(2) 兄弟たちは、このフランシスカン・カリスマが、聖フランシスコの精神に潤されたすべての人々の間で十分に成長発展するように全力を尽くす。また共同の企画によって助けを与えるために、

一緒に集う機会を利用する。

(3) フランシスカン家族のための霊的補佐は、どの会あるいは段階のためであっても、普遍法および固有法の規定に従って慎重に選ぶ。

しばし沈黙して瞑想する。

解説：

フランシスカン兄弟共同体には平和・善・正義・和解の道具となるというユニークな責務があります。兄弟共同体は、平和と和解を告げ、促進する前に、まずそれを実践しなくてはなりません。兄弟一人ひとりには、自分の心に平和を抱かなければなりません。兄弟共同体はさらに、御父が御子を通してこの世にもたらそうとしておられる和解をあかしするような、和睦の兄弟共同体となるように日々努めなくてはなりません。

会憲の条項を読む：

第67条

兄弟たちは、常に自分を捨て、神への絶えざる回心において、まず自分の生き方を変えることによって、現代の「偽りの価値観」を非とする預言者的姿を明らかに示す。

第68条

(1) 兄弟たちは、善を行うことによって悪に打ち勝ち、この世界で正義の擁護者、平和の先駆者および働き人として生きる。

(2) 口で平和を告げ知らせ、心にはより深い平和を保って、兄弟たちは、誰も怒らせたり、憤慨

させたりせず、かえって自分たちを通して、すべての人に平和、柔和さ、優しさを取り戻させる。

良心を糾明し、わたしたちの日常の兄弟的生活の中に分裂や、開いたままの傷口、対話の不足、互いに対する無関心な態度などがないかどうか見極めましょう。

しばしの沈黙

その後、祈ったり、悔悛についての詩篇を歌ったりしてもよいでしょう。

兄弟を互いに主からの賜物として受け入れる気持ち、進んで赦し合い、和解する気持ちを表すしるしを掲げましょう。そして、兄弟的に抱きしめ合いましょう。

7. 社会において兄弟性と小ささのうちに福音宣教する

解説：

フランシスカンの靈性は、その起源において宣教者の靈性であり、旅の途上での出会いの靈性と言えます。フランシスコと多くの兄弟たちの模範に倣い、わたしたちも、福音の賜物を受けながら、それを創造的にわたしたちの生活、具体的な活動、「人々の間で」そして「諸国民へ」の福音宣教によって、表現することによって「お返し」したいと願っています。会憲の第4章と第5章は、わたしたちはこの世で旅人であり、寄留者であること、また、わたしたちのすべてが福音宣教に召されていることを思い起こさせてくれます。それは、わたしたちの福音宣教の第一の形態は兄弟性と小ささの生活であり、そして言葉と率直な説教にもよるものだからです。

歌と、世界地図および一足のサンダルの入場。
会憲第66条を朗読する。

第66条

(1) 救い主がご自分を無とされたことをより忠実に模倣し、より輝かしく示すために、兄弟たちは、社会においては取るに足りないと言われる人々の生活と境遇を受け入れ、常に彼らの間で、小さき者として生きる。この社会的境遇から兄弟たちは神の国の到来のため働く。

(2) 兄弟たちはその生き方として、兄弟共同体としても個人としても、誰をも、とりわけ通常は社会的、靈的に見捨てられている人々を、拒むことのないようにする。

貧しい人々の間で暮らし、その人々に仕えている兄弟の短い体験談。彼らの間で小さき兄弟として生活したその兄弟の体験を分かち合う。

会憲を朗読する。

第 8 3 条

(1) 御子が御父に派遣されたように、すべての兄弟たちは、聖霊の導きのもとに、すべての被造物に福音を宣べ伝えるよう、全世界に派遣されている。主の御教えのあかしをたて、神の他に全能者がいないことをすべての人々に知らせる。

(2) 兄弟たちはすべて、教会全体が持っている福音宣教の任務に与る。兄弟たちは「からだ全体を舌のようにした」聖フランシスコの模範に倣い、主の勧めをいつでも受け入れる用意をもち、どこに呼ばれ、派遣されても、生活全体の清さを伴った言葉と行いをもって、すべての民を感化する。

第 8 4 条

兄弟たちは、どこにいても、どういう仕事をしていても、福音宣教の任務に携わる。兄弟的交わりにおいては、観想と悔い改めの生活、さらに兄弟共同体のためになされる様々な仕事を通して、また人間社会にあっては、精神的および肉体的活動、さらに小教区の司牧活動や他の教会関係の施設の活動を通して、ついには単にフランシスカンとして存在するというあかしによって神の国の到来を告げる。

第 89 条

(1) 生活によるあかし、すなわち、神の国を言葉によらずに宣言することは、福音宣教のはじめであり、第一の方法である。これはすべての兄弟、すなわち聖職にある者にも信徒にも、説教者や祈りに従事する者にも、あるいは「労働者」にも、若者にも年寄りにも、健康な者にも病人にも出来ることであり、また、なすべきことである。それゆえ、兄弟共同体において小さき者として生きるかぎり、自分たちがキリスト者であることを告白することになる。

(2) 言葉によるあかし、すなわち明白な宣言は、福音宣教のもう一つの方法である。それは職務のゆえにみことばの奉仕をゆだねられた者によって行われ、彼らは神の子、ナザレのイエスの御名と教え、ご生涯と約束、御国と秘義を告げ知らせる。

管区兄弟共同体による各地での「諸国民への」福音宣教を思い起こす。

会憲第 117 条を朗読する。

第 117 条

(1) 本会において宣教者と呼ばれるのは、会則に従って神の勧めにより、海外宣教活動に身をささげることを望み、権限のある管区長によって派遣された兄弟である。

(2) 海外宣教の目的は、喜びの知らせをまだ耳にしたことのない民族ないし団体に、主イエス・キリストの福音をもたらすことであり、また、福音を受け入れた人々が部分教会を築くのを手助け

することである。

(3) 海外宣教は、どの部分教会においても、人員と必要な手だてを用いて、それが十分に築き上げられるまで、あるいは、かつての活力を取り戻すまで、続ける必要がある。

典型的な「諸国民への」海外宣教体験を持つ兄弟の短い体験談。

終わりに：

聖体賛美式と結びの歌。

付録（参照資料）

2009年総集会総括文書「福音の賜物の使者」

人々の間に在るミッション：福音の教えに基づき現代に根ざした
在り方

13. 総集会がこの数日間強調してきたもう一つの「お返し」の方法は、**人々の間に在るミッション**（*Mission inter gentes*）¹と呼ばれるもので、主が私たちに派遣される場所でのあり方を示す表現であると同時に、世間に対する態度でもあります。これは、現実に根ざすプロセスで、あらゆる状況において私たちに人々と生活を共有させてくれるものです²。**人々の間に在るミッション**（*Mission inter gentes*）は、世間に対するこのような共感を前提とし、主の御托身の神秘の結果であると同時に延長でもあります。神の国の福音を告げ知らせるために、みことば—最初の小さき者—は、受肉されて人間となり、一つの具体的な社会文化の中で歴史に刻まれ、罪以外のすべての人間の条件を共有されました³。キリストがすべての福音宣教のモデルであるならば、福音宣教者を人々の社会・文化的な現実に実際に効果的に受肉させることこそ、ミッションに求められている不可避のことであると言えます。

14. このような願わしい受肉を遂げるためには、**《神の身分でありながら、神と等しい者であることに固執しようとは思わず、かえって自分を無にして、僕の身分になり、人間と同じ者になら**

¹ 総長報告書 16a、25。

² 現代世界憲章 1 参照。

³ ヨハネ 1:14、ヘブライ 4:5、フィリピ² 2:7-8、ミサ第四奉献文参照。

れた神の御子の模範に倣い⁴」、自分自身を中心から外すことが必要です⁵。本会は自己に言及するのをやめ、もっと世界の未来に注意を向けるように求められていると感じます。会の未来を心配することよりも、人類の運命をもっと心配するべきであり、会の組織内部の調整に心を砕くよりも、目まぐるしく変わる時代に適応することの方に心を砕くべきなのです。文化の多様性、人権の主張と擁護、あらゆる種類の少数派の人々の出現と増大、貧しい人々をさらに貧しくしかねない新自由主義的な経済モデルの危機、容赦ない環境破壊、移住などの現象は特に、聖霊が私たちに訴え、応答を求めているものです。聖霊は昨日もそして今日も、絶えず私たちに語りかけ、御自身を現してくださいます。

15. 人々の間に在るミッションとは、この世に対する優しさを意味し、それは、現代の人々と対話し、福音宣教するための条件なのです⁶。このことは、世に迎合することでもなければ、世を批判するのをやめることでもありません。むしろ、主がお与えくださる前代未聞の恵みのチャンスを発見しながら、私たちを取り巻く社会背景や文化を肯定的に捉える術を学ぶことなのです⁷。私たちはかつての社会的・文化的・宗教的モデルが衰退し、現代のように、新しいモデルが時代の変化を伴って生じる、主のお与えくださる新しいカイロス（時）に生きています。このように、福音化するミッションは、出かけては戻ってくる動きであり、対話の姿勢をもって、与えると同時に受けることでもあります⁸。

16. 人々の間に在るミッションはまた、文化内開花（受肉）と

4 フィリピ 2:6-7。

5 総長報告書 17c、23c。

6 総長報告書 17:5。

7 総長報告書 29。

8 総長報告書 17:4。

いう形でも現わされます。神の御言葉の**完全な受肉**であるキリストに魅了された私たちも、自分が生きているさまざまな社会背景の中で福音の教えをどうすれば受肉させられるかを学びたいと願っています⁹。福音が意味を持つためには、私たちの伝えたいことを現代人が分かろうと努力してくれるだろうなどと期待してはなりません。世の言葉を学び、メッセージを分かりやすくする伝達方法を学ぶのは私たちなのです。使徒パウロはこう言っています：「**すべての人に対してすべてのものになりました。なんとかして何人かでも救うためです。福音のためなら、私はどんなことでもします。それは、私が福音に共にあずかる者となるためです。**¹⁰」フランシスコの時代の教会の状況は、一つの教訓となっています。封建制度にがんじがらめになった教会は、福音の教えを当時の社会に伝える能力を失ってしまい、新しい世界を理解できずに、**ミSSIONのための言語を失ってしまったのです**¹¹。

17. 多くの兄弟が関わっている人々の間に在る (inter gentes) 福音宣教の形態の一つは、「伝統的」な福音宣教と呼ばれるもので、しきたりを守りながらも、新しい形態の福音宣教を決して排除したり、それに反発したりしないものです。

諸国の民へのミSSION

18. 人々の間に在るミSSIONが最もよく表現され、ある意味で成就しているのは、**諸国の民へのミSSION (Mission ad gentes)** においてです。総集会は機会あるごとに、このミSSIONを誠実に評価し、すべての福音宣教の中でもこのミSSIONの

⁹ 総長報告書 263。

¹⁰ 1 コリント 9:22b-23。

¹¹ 総長報告書 179a。

持つ本質的な特徴の重要性を強調してきました。実際、**諸国の民へのミッション**は、未だ福音を知らない人々に向けられ、回心を求めるケリグマ（救いのメッセージ）を告げ知らせることから生まれた信仰の最初の瞬間をユニークな形で示しています。告げ知らされ、分かち合われた信仰を通して、聖霊は交わりの絆をつくれ、そこから教会が生まれました。この宣教的活力（missionary dynamic）は、本質的に教会の外観にふさわしいものです。なぜなら教会は、「行って、すべての民を弟子にしなさい。彼らに父と子と聖霊の名によって洗礼を授け、あなたがたに命じておいたことをすべて守るように教えなさい」¹²と言われたイエスの命令に忠実であるからです。

19. フランシスコとその初期の兄弟たちは、弟子たちを宣教に派遣することについての福音書の言葉に特に感銘を受けました¹³。その箇所には、いかなる安全を保障するものも持たず、世を巡るようにとの教えが示されていたのです¹⁴。これは、フランシスカンの伝統の典型的な特徴であり、当初から、兄弟たちは国境を越え、危険を冒してキリスト教国の境界を越えることを学んでいたわけです。最初の兄弟共同体の物語を特徴づけていたのは、山を越えて北欧に向かい、海を越えて東方に向かったミッションです。フランシスコ自身は1217年の総集会の後にこれら最初の宣教師たちの派遣を思いつきました。彼自身が東方に向かう2年前のことです。

20. 会則によると、ミッションは人間の思いつきによるもので

¹² マタイ 28:19-20。

¹³ ペルーシアの無名作家による伝記 10-11、2 チェラ 15。

¹⁴ ルカ 9:3 参照。

はなく、**神の勧め（靈感）によるものです**¹⁵。このことは、現代の私たちの**諸国の民へのミッション**に新たな活力を与える本質的な特徴となっています。ご自分の意思のままに風を吹かせ、その風によって私たちの背中を福音化へと押してくださる聖霊に心を開いてこそ、私たちはともすれば萎えがちな宣教者としての力と情熱を再発見することができるのです。この点について非裁可会則は兄弟たちに二つの方法を示しています。一つは、神のためにすべての人に従い、静かに証しすること、もう一つは、「主の御心にかなうと判断するなら」神の御言葉を宣べ伝えて、回心を勧めることです¹⁶。これらは、主の霊に心を開くことによって初めて可能となる**人々の間に在る**ミッションの特徴と**諸国の民への**ミッションの特徴を兼ね備えたとても貴重な助言です。福音をはっきりと宣べ伝えることは、いつが「主の御心にかなう」時なのかを注意深く識別した後に訪れる、小さき者としてこの世に存在する私たちのあり方の到着地点なのです。

21. 諸国の民へのミッションに注意を払うことについて、総集会は、各管区（構成単位）が互いに協力し合って、まだ若い管区と古くからの伝統を持つ管区との間で意見交換をしてほしいとお願いしました。今日、自国の国境を越えて宣教することがすべての兄弟に求められており、世界的なレベルで人々が移住する現状では、この宣教者の側面に新たなアプローチを試みる必要があります。

境界に身を置くこと

22. 福音宣教者とは、派遣されているという単純な事実によって絶えず境界（Border）を越える人のことです。境界と言っても、

¹⁵ 裁可会則 12:1。

¹⁶ 非裁可会則 16:5-7。

諸国の民へのミッションに見られるように、地理的な国境を指す場合もありますが、それ以外の場合もあり、私たちはその越え方を学ばなければなりません。私たちは区分けの厳しい仕切られた社会に生きており、そのために、差別や排斥が生じ、極端な場合には、身体的、心理的、思想的な暴力が生まれています。現在の社会、教会、そして本会それ自体の状況下では、これらのことは特別の重要性を持っており、私たちは旅をしながら、男女の境界、聖職者と信徒の境界、金持ちと貧乏人の境界、文化と自然の境界、身体と魂の境界、市民と移民の境界、祈りと仕事の境界、修道会と世間の境界、共同体と個人の境界を越えるように緊急に求められています。福音宣教には、これらの境界に穴をあけ、境界の両側からの交わりとコミュニケーションができるようにすることも含まれます。繰り返しますが、三位一体の信仰と霊性だけが、分断された世界の割れ目に住まうことを可能にしてくれるのです。「お返し」に至る道として、和解のために努力し、さまざまな意見の相違を越えながら。

23. また、不鮮明で、際限がなくなりつつある別の境界もあります。グローバリゼーションはこの事実を示すよい例でしょう。これこそは、現代の最大のパラドックス（逆説）の一つです。ある人々にとっては、境界が密閉されているのに対し、別の人々にとっては、境界がないのです。移民という現象、特に難民の問題は、この相克した論理の枠内に当てはまります。毎年何千もの人々が貧困と暴力によって故国を追われ、その多くは自分自身とその家族の最も基本的なニーズを満たす手段を求めている最中に命を落としています。彼らの放浪（itinerancy）は、貧しい人々、少数派の人々の放浪です。私たち小さき兄弟は、私たちのカリスマのこれらの価値がよりよく生かされるような場を社会に見出し得ているのでしょうか。彼らの間に福音的な形で身を置くことができれば、それは、金銭や物品やサービスの流れだけが自由に行き

交い、人間、特に貧しく寄留者であられた¹⁷神の御子の秘跡である貧しい人々が動きようのないこの世界で、「お返しすること」の雄弁なしるしとなるのではないのでしょうか。御托身によって、人となられた御言葉は、御自身を世の片隅に、脆く貧しい人々の側に置かれたのです¹⁸。その模範をキリストの小ささに置いている私たちの小ささは、勇気ある選択へと変わらねばならないこと、そして、その選択が、私たちをして「修道生活の極限を決然たる態度で選取るために、社会的・教会的身分を捨てさせ、フランスカン・アイデンティティーの本質としての極限を体験させてくれるのだ」¹⁹ということ、私たちは忘れてはなりません。

24. その中でさまざまな感受性が生まれ、共通の場を分かち合っているような世界の誕生を私たちはこの目で見ています。たとえば、アフリカ、アジア、ラテンアメリカなど。つい最近まである地域では多数派であった文化や宗教がそうではなくなり、別の文化や宗教が台頭してきて、己の権利が認められ、存在することを主張するようになってきています。他の文化や宗教に出会うために何千キロもの旅をする必要はもはやないのです。彼らと対話するチャンスはすでに手の届くところにあります。《対話に向けて私たちが養成し》、福音をこれらの地域に再びもたらすこと（「お返しすること」）は、聖霊の御業です²⁰。聖霊の御働きには境界がありません。なぜなら、地理的な境界ばかりでなく、人種と宗教の境界を越えて、真に普遍的な使命のために人々を駆り立てる力の源泉は聖霊だからです²¹。

¹⁷ 非裁可会則 9:5。

¹⁸ 全キリスト者への手紙 II:4-5。

¹⁹ 総長報告書 32b。

²⁰ 裁可会則 12:1。

²¹ 「救い主の使命」(Redemptoris missio) 25、30 参照。

27. いかなる福音宣教プロジェクトも、個人のイニシアチブによるものでもなければ、個人の所有でもありません。福音化するのは常に兄弟共同体なのです。兄弟たちが三位一体の共同体の似姿として互いに配慮を示し合うためには、兄弟的な生活の質に綿密な注意を払う必要があります。管区長や修道院長が果たすべき活性化の役割の重要な一部は、兄弟的な関係に、交わりや相互のコミュニケーション、温かみや誠実さを再形成する手段を探すことです。

30. 私たちの生活と福音化するミッションの肥やしとなる靈性は、周囲の人々の生活や彼らの関心事と決して無縁ではありません。環境正義、積極的な非暴力、難民、移民、土地を持たない者、少数民族、《**連帯の精神**での》財貨の倫理的使用、《**エイズの蔓延**》、これらは、私たちが日々の御言葉の祈りを込めた奉読の中で、祈られ、識別されるべき多くの現実の一部にすぎません。正義と平和と被造物の保全の価値は、福音に根ざしたものであり、私たちの祈りと献身の生活の中に、また、私たちの日常生活と使徒職の実践の中に自然ににじみ出るものでなくてはなりません。私たちは対話の橋、出会いの橋、和解の橋、そして平和の橋を築くように求められています。そして、発展過程をすべて含んだ生活そのものの文化を伝えるメッセンジャーとなるように、そして最後に、希望の守護者となるように求められているのです。

2009年総集会の指令

2009年総集会指令13

●フランシスカン的な視点からの福音宣教の形

13. 総集会は、特に以下のことを重視した明確なフランシスカン的な福音化するミッションを促進することを、総長と総理事会及び管区長と管区理事会に要請する：

- 強力な神体験を支える、
- 兄弟共同体の中で、また兄弟的生活を証しすることによって行う、
- その特徴は、「人々の間に在るミッション（インテル・ジェンテス）」である。それは巡業の旅をすること、見知らぬ困難で危険な土地に住み、より貧しい人々や苦しむ人々、疎外された人々と共にいること、
- 信徒及びフランシスカン家族の積極的な参加を受け入れること、
- それが可能なところでは、「新しい福音宣教の必要に応える兄弟共同体」（cf. 総長報告書 n. 272）を、地域教会との協力の下に設立する。

会憲（2010年）

参照会憲抜粋

第 6 条 （1）修道誓願の宣立によって兄弟たちは、三つの福音的勧告を守ることを公に誓い、教会の奉仕職を通して神のために聖別され、普遍法と固有法に定められた権利と義務を持つ、小さき兄弟会の一員となる（cf. CIC 607, 1; 654）。

（2）兄弟たちは福音的勧告を忠実かつ全面的に守るだけでなく、聖フランシスコの会則、本会憲および他の固有法の規定に従って生活を営み、それによって自己の身分の完成を目指さなければならない（cf. CIC 598, 2）。

第 7 条 （1）従順の誓願によって兄弟たちは、「ご自分の意志を御父の意志にゆだねられた」（EpF II 10）イエス・キリストにならって自分自身を捨て（cf. Mr 16, 24）、「守るべく主に約束したすべてのこと」（Rb 10, 3）において、自分の意志を正当な管区長 および修道院長に従わせ、それによって、自己の人格的円熟と神の子としての自由を、より完全に達成する（cf. PC 14）。

（2）兄弟たちはみな、聖フランシスコの正当な後継者である総長に対して、教会および本会の善益のために、兄弟共同体全体的一致と交わりのしるしとして、他に優る従順と尊敬を表さなければならない（cf. Rb 1, 3）。

（3）兄弟たちは共に、主なる神の御旨のしるしを求めつつ、「聖霊による真の愛をもって進んで互いに仕え合い、従い合う」（cf. Rnb 5, 14）。

第 8 条 （1）清貧の誓願によって小さき兄弟たちは、「わたしたちのためにこの世で貧しい者となられた」（cf. Rb 6, 3）イエス・キリストに倣い、管区長と修道院長の許可なしに財貨を使用し、処分する権利を放棄する。また荘厳誓願を立てた後は、所有権をも放棄する。こうして兄弟たちは謙遜なしもべとして天の御父の摂理に自分をゆだねる（cf. CIC 600）。

（2）兄弟たちは、最高の清貧がキリストとその貧しき御母に由来することを思い起こし、「帰って、あなたの持ち物を売り、

貧しい人々に施しなさい」(Lc 18, 22) という福音のことばを銘記して、貧しい人々と境遇を共にするよう努める。

(3) 小さき兄弟たちの清貧の生活は、物の使用において管区長や修道院長に全面的に従うだけでは充分ではない。物心両面において貧しくなり、勤労と節制の生活を送る必要がある (cf. EpF II 47; CIC 600)。また兄弟たちはキリストの模範にならって、「軽んじられ、さげすまれている人々、貧しい人々、弱い立場にある人々、病気の人、ハンセン病患者、道端で物乞いをする人々と交わるとき」(Rnb 9, 2)、それを喜びとし、こういう生き方を個人としても共同体としても、また新たな方法を用いてでも、はっきりと表明する。

第 9 条 (1) 貞潔の誓願によって兄弟たちは、「天の国のために」(Mt 19, 21)、心と体の清さにおける独身の生活を送る (cf. Adm 16, 21; CIC 599)。それは、分かたれない心でひたすら主のことを考え (1Cor 7, 34)、福音と兄弟愛に根差した生活を営むなかで、「努力を傾け、情を尽くし、大いなる感動をこめ、憧れと望みとをことごとく傾けて、神である主を愛す」(Rnb 23, 8) ためである。

(2) すべての兄弟たちは、貞潔を神からの賜物と考えるべきである。それは来るべき世のしるしであり、より豊かな実りの源泉である。この賜物を保つために兄弟たちは、教会と本会が勧める自然的、超自然的なあらゆる手段を用いるべきである (cf. CIC 599)。

(3) 管区長、修道院長、およびすべての兄弟たちは、共同生活において愛が生き生きとしているとき、貞潔はより確実に守られるということを心に銘記し、兄弟共同体の中で兄弟愛が育まれるように常に心を配る (cf. PC 12)。

(4) 貞潔の誓願を生きるために、兄弟たちは心の清さを保ち、すべての被造物を、神の栄光のために造られたものとして意識しながら、謙虚に、かつ敬虔の念をもって見つめる (cf. Rnb 23, 1)。

第 19 条 (1) 兄弟たちは、自分たちの誓願への忠実さから、祈りにおいてキリストに倣う。キリストは、御父に最高の感謝を

ささげつつ、「常に生きて、私たちのために神にとりなしをして
おられる」(Heb 7, 25)。

(2) 「まさに、祈っていたと言うよりも、自分自身が祈りとな
った」(cf. 2Cel 95)。聖フランシスコの足跡に倣って兄弟たちは、
妨げとなるものをすべて取り除き、あらゆる心配や思いわず
らいを斥け、汚れのない心、清い考え方で、主なる神に仕え、愛
し、賛美し、礼拝する。「なぜなら、気を落とさずに絶えず祈ら
なければならぬから」(Lc 18, 1) であり、また、「御父はそのよ
うな礼拝者たちを求めておられる」(Io 4, 23; Rnb 22, 26. 29-30)
からである。

第 20 条 (1) 兄弟たちは、自分たちが神の愛する御子の似姿
に創造されたこと (cf. Adm 5, 1) を思い起こして、すべての被
造物とともに御父と御子と聖霊をたたえ (cf. CSol 3)、すべて
の良いたことを至高の主なる神に帰して、すべてにおいて神に感謝
する (cf. Rnb 17, 7)。

(2) 「私たちが造り、贖い、憐れみによって救ってくださる」
(cf. Rnb 17, 7) 御父が、世界に対して、また、私たちに対して
抱いておられる愛を、日々、新たな喜びをもってたたえ、祝う。

第 21 条 (1) 聖フランシスコの模範と教えに従って、兄弟た
ちは、主の至聖なる御からだと御血の秘跡に対し、「最大限の尊
敬と誉れ」(Ep0 12) をささげる。それは、教会の霊的な恵みのす
べてがそこにあるからである (cf. P0 5)。そして兄弟たちは、
適切な手段によって、この偉大な神秘に対する愛と誠実な心づか
いを、自分たちのうちに育む (cf. Test 11)。

(2) 同じ所に住み、あるいは居合わせるすべての兄弟は、そ
れがすべての兄弟的交わりの真の中心かつ源泉となるように、出
来るかぎり毎日、清く敬虔な心をもって、共同で聖体祭儀を行う
(cf. Ep0 12. 30-33; CIC 663, 2; 902)。

(3) 「この最も聖なる神秘がすべてを超えて尊ばれ、崇敬さ
れ、貴い場所に安置されること」(Test 11; CIC 608) を死に至る
まで願っていた聖フランシスコの模範に倣って、兄弟たちは、兄
弟的交わりとこの偉大な神秘に対する信仰心が育まれるために、
どの修道院においても、少なくとも聖体を安置する礼拝室を設け

る。

第 22 条 (1) 兄弟たちの生活および会則は聖福音を守ることにあるので (cf. Rb 1, 1)、神のみことばに対する理解を深めることによって、自己の身分の完成を遂行するために、兄弟たちは聖福音および他の聖書の奉読や、黙想に励む (cf. PC 6; CIC 663, 3)。

(2) 聖フランシスコの弟子として、兄弟たちは「主のいとも聖なる御名とみことば」(Test 12) に対して最高の崇敬を表し、それを大切に保存する。また、みことばの祭儀を共同で、そして神の民と共に行う。

第 23 条 (1) 兄弟たちは、会則の定めに従って、時課の典礼（教会の祈り）を行う (cf. Rb 3, 1-3; CIC 1174)。それは昼夜の時の流れ全体が神への賛美によって聖化されるためである (cf. SC 84)。

(2) 兄弟たちが共に生活している所や集う所ではどこでも、時課の典礼を共通の祈りとし、通常、それを共同で行う。但し、会則に従って「主の祈り」を聖務として唱える兄弟たちの自由を妨げない (cf. Rb 3, 3; cf. RC1 3, 3)。

(3) 時課の典礼の共唱は、場所を特定するものではなく、兄弟共同体として行うべきことである。とはいえ、聖堂あるいは礼拝室が優先される。そこは聖なる場所であり、また、神の民が兄弟たちの祈りに参加しやすい場所だからである。

第 24 条 祈りと深い信仰の心を大切にして、すべての兄弟は毎日、個々に、または共同で、念祷を行う (cf. CIC 663, 3)。

第 26 条 (1) 本会の伝統によって勧められているキリストの生涯の諸秘義への信心業は、キリストとの一致を深めるものであり、兄弟たちはそれらをつとめて大切にする。

(2) 兄弟たちは、「教会となったおとめ」という無原罪の御宿りの秘義に、おとめマリアに対する特別の信心を持つ (SBMV 1; cf. CIC 663, 4)。また兄弟たちは、フランシスカンのマリア崇敬を広め、かつ育み、ご自分を「主のはしため」(Lc 1, 38) と

呼んだ、この本会の保護者の模範に倣う。

(3) 兄弟たちはさらに、愛の炎と化した師父フランシスコに対しても崇敬の念を持ち、常にその生き方と教えに従う。彼こそ「小さきものの模範」だからである。

(4) 信心業すべては、聖書と神学の教義にしっかりと基づかせ、教会の典礼規範に適應させる (cf. SC 13)。

第 28 条 (1) 兄弟たちは、他の世俗的な事柄が、聖なる祈りと深い信仰の心に従属すべきであることを銘記して、この心が活動の忙しさによって損なわれる事のないよう配慮する (cf. Rb 5)。

(2) 主がお示しになる善いものを心にとどめておくために (cf. Adm 21, 2)、兄弟たちがマス・メディアを用いる際には、必要な分別を怠らない (cf. CIC 666)。

第 29 条 共同の祈りおよび個人の祈りに対する望みと決意が強められるように、フランシスカンとしての召命の観想的次元を、今日の世界の感覚に応えた新しい方法によっても育む (cf. Acta Cap. Gen. 1979, QV 173)。

第 32 条 (1) 主が寛大にも「償いの生活を始める」(Test 1) 恵みを与えて下さった小さき兄弟たちは、「悔い改めて、福音を信じなさい」(Mc 1, 15) というイエス・キリストのみことばをいつも心に留め、回心の精神を絶えず新たにする。

(2) 兄弟たちは、世俗を出るにあたって (cf. Test 4)、あらゆる善に逆らう肉の精神を捨てたこと (cf. Rnb 22, 9; Adm 12, 2) を思い起こし、「すべてを超えて憧れ望まなければならないことは、主の霊とその聖なる働きを持つことである」(Rb 10, 8) という聖フランシスコの言葉を銘記して、絶え間ない回心によって、悔い改めにふさわしい実を結ぶよう努める。

(3) 聖フランシスコが、ハンセン病患者者に仕えることによって悔い改めの生活を始め、彼らの中にイエス・キリストを見出したように、兄弟たちも、悔い改めのうちに人々の中で最も小さな者に仕えるよう心を配り、彼らの中に神の子を認める (Rb 10, 8)。

第 33 条 (1) あわれみ深い御父は、キリストによって私たちをご自分と和解させ、和解の奉仕職を人間に委ねられた。従って兄弟たちは、主なる神と、自分自身と、共同体と、そして人々と和解し、この奉仕職を、キリストのために働く使者として、言葉と行いとをもって実行する (cf. 2Cor 5, 18-20)。

(2) 兄弟たちは、主があわれみから与える矯正の下に堅く留まり、授かった会則を誠実に守るために (cf. 1Cel 34)、「毎日、一心に自分を糾明し」(1Cel 42)、しばしばゆるしの秘跡を受け (cf. CIC 664)、絶えず主なる神に仕えることを新たに始める (cf. 1Cel 103)。

(3) 悔い改め、すなわち回心には社会的側面があることを心にとめ、兄弟たちはゆるしの秘跡を自分たちの間で、また普遍法の規定に従って、神の民と共同で行うよう努める。

第 34 条 (1) 回心の精神において、兄弟たちは現代の苦しみを (cf. Rom 8, 18) 喜んで引き受け、試練のときには忍耐する。それは、キリストの受難を分かち合うことによって完全な喜びに満たされるためである (cf. 1Pt 4, 13)。

(2) 断食やその他の償いのわざは、地域および時代の状況により、規則の定めに従って共同で行う。それは、本会がイエス・キリストの受難の神秘にあずかるしるしとなり、また、飢え、貧困、苦悩、困難にあるキリストの肢体を助けるためである。

(3) 兄弟たちは、諸聖人の祭日から主の降誕の祭日までの期間、四旬節、および毎金曜日を償いの時節とする (cf. Rb 3, 5-6; CIC 1250)。

第 42 条 (1) 兄弟的一致をいっそう深めるために、兄弟たちは相互の愛においては他に先んじ、惜しみない心で互いに仕え合い、善い企画を支援し、他人の仕事の成功を喜ぶ。

(2) 兄弟的な交わりの生活は兄弟たちに、一致して会則と会憲を守ること、同じような生活程度、共同体生活の諸活動、とりわけ共同の祈り、福音宣教、家事に参加することを要求する。また同様に、どのような名目で得たものであれ、すべての収入を兄弟共同体の使用のために提供することを要する (cf. CIC 668, 3)。

第 45 条 (1) 管区長と修道院長は、自分に委ねられた兄弟たちと固く一致して、共同体を「キリストにおいて結ばれた家族のように」(ES II, 25) 築き上げるよう努める。そこにおいて、最も優先されなければならないのは、神を求め、愛することである。管区長と修道院長は徳を培うことにおいて、また本会の法規と伝統を守ることに於いて、兄弟たちの模範とならなければならない (cf. CIC 619)。

(2) 責任感のある積極的な従順を促すため、管区長と修道院長は、何をなすべきかを決定し命じる権限をしっかりと保ちながらも、兄弟たちの意見を個別に、又は集会において聞き、むしろそれを求め、奨励する (cf. PC 14; CIC 618)。

(3) 兄弟たちは、より重い任務を担っている管区長や修道院長に対して進んで協力し、率直に意見を述べ、信頼をもって心から彼らの決定を実行に移す。

第 46 条 修道院長は、修道院会議において兄弟たちと共に、見せかけでない、実際ので親密な共同体を培うために、院内での生活を適切に整える。

第 50 条 兄弟たちはどんな所で出会っても、靈的に心をこめて安否を尋ね合い、助け合うべきである (cf. Rnb 7, 15)。この聖フランシスコの命令をより容易に、より完全に実行出来るよう、総則および管区規則に、本会の各構成単位間の関係について、適切な規範を定める。

第 51 条 兄弟たちはすべての人々、とりわけ全フランシスカン家族の兄弟姉妹を、ふさわしく、親切にもてなしをする。

第 52 条 兄弟的生活が、キリスト・イエスにおいて、すべての人々の間の交わりのパン種となるよう、兄弟たちは、人々が訪ねて来る場合でも、こちらから行く場合でも (cf. Mad 15, 17)、すべての人を暖かく迎え入れ、友人にも敵対者にも好意をもって接する (cf. Rnb 7, 14)。

第 64 条 「死にいたるまで、へりくだって従う者となった」

(Philp 2,8) イエス・キリストに倣う者として、また、小さき兄弟となる自己の召命に忠実な者として、兄弟たちは「喜びとほがらかさをもって」(Adm 20,2) すべての人のしもべ および臣下、平和を愛する心の謙遜な者として (cf. Rnb 16,6; EpF II,47; SVir 16-18) 世の中を巡る。

第 65 条 兄弟たちは、「人は 神の御前にあるだけの者であって、それ以上のものではない」(cf. Adm 19,2) ことを自覚しつつ、神こそ最高、唯一の善であることを認め、常に、すべてにおいて神を喜ばせるよう努力し、自分が無価値で、愚直で、軽んずべき者とみなされることを、平然と受けとめる (cf. Adm 19,1)。

第 69 条 (1) 抑圧された人々の権利を擁護するに当たって、兄弟たちは、暴力的行為を斥け、より弱い者にも使えるその他の手段に訴える (cf. Med M 27)。

(2) 人類を脅かす大きな危険をも認識して、兄弟たちは、あらゆる形での戦争行為および軍備競争が、世界にとって最悪の災難であり、貧しい人々に最大の痛手を負わすものとして強く非難する (cf. Bah 38)。そして労苦をいとわず、平和な神の国を築くために働く (cf. Med M 25-27; Bah 32-36)。

第 70 条 自分が選んだ清貧によってあらゆる恐れから解放され、神の約束に基づく希望を抱いて喜びのうちに生き (cf. Mad 24)、人々の間に 相互の受容と好意を推し広めつつ、兄弟たちは、イエス・キリストの十字架によってもたらされた和解の道具となる。

第 71 条 聖フランシスコの足跡をたどる兄弟たちは、今日至る所で脅やかされている自然に対して尊敬の念を示す (cf. CSol; SVir 18)。このように創造主である神の栄光のために、自然を兄弟とする関わりを十全に回復し、すべての人間の益とならせる (cf. Mad 25)。

第 72 条 (1) この世にあっては旅人、寄留の身である兄弟たちは、個人としての所有を放棄し、会則に従って、家も、土地も、

他のいかなるものも、自分のものにしてはならない (cf. Mad 25)。それゆえ自分自身と、生活および活動のために使うすべての物を、貧しさとへりくだりをもって、教会と世界への奉仕のために役立つ。

(2) 兄弟たちのために建てられる建物、および兄弟たちが自分たちのために購入したり、使用したりする物は、その地域と時代の状況に応じて、清貧にふさわしいものでなければならない (cf. Test 24)。

(3) 兄弟たちの使用に任された財貨は、管区規則の正当な配分に従って、貧しい人々のために分かち合う。

第 73 条 兄弟たちの生活や仕事に必要な建物や財貨の所有権は、兄弟たちが仕えている人々、すなわち、後援者、教会、または聖座の支配のもとに実際的にとどまる。

第 74 条 (1) 本会への入会希望者が財貨を所有している場合、有期誓願を立てる前に次の方法でそれを処分する。すなわち、所有権は本人にとどめ、有期誓願の継続中の管理権、使用権および用益権は、有効な文書をもって本人が望む者に委ねる。但し、本会に委ねることはできない (cf. CIC 668, 1)。

(2) 正当な理由により、これらの処分を変更し、財貨に関するなんらかの行為を行う場合、管区規則の定めに従った管区長の許可が必要である (cf. CIC 668, 2)。

第 75 条 (1) 会則にもとづいた清貧の誓願の効力により、荘厳誓願を立てようとする者は、その誓願を立てる前に、現に所有しているか、または遺産相続によって将来必ず所有することになる、すべての財貨の所有権を、誓願を立てる日から効力を持つ文書によって放棄しなければならない (cf. CIC 668, 4. 5)。財貨は、本人が望む人に、それも、出来るかぎり貧しい人々の益となるように処分する。しかし、いかなる形にしる、自分のために何かを残しておくことは許されない (cf. Rb 1, 1; 2, 5; Rnb 1, 1-3; 2, 4)。

(2) 兄弟たちは誰も、いかなる口実のもとにも、誓願を立てようとする者に、自分自身のため、あるいは本会のために何かを

取っておくよう勧めるようなことがあってはならない (cf. Rb 2, 7-8; Rnb 2, 2-3; 5-6)。

(3) 管区規則は、荘厳誓願を立てる前に行う財産の放棄が、誓願を立てた日から民法上でも効力を持つようにするために必要な事項を定める (cf. CIC 668, 4)。

第 76 条 (1) 聖フランシスコの精神と模範に導かれた真に貧しい者として、兄弟たちは、労働と奉仕を神からの賜物と考える (cf. Rb 5, 1)。そして、支配することではなく仕えることを求めるので、誰からも恐れられることのない小さき者として自分を示す (cf. Mt 20, 28; Mad 19)。

(2) 労働こそが必要なものを得るための通常で主要な手段であることを認めて、すべての兄弟一人ひとりは、「忠実かつ献身的に働き」(Rb 5, 1)、仕え、怠慢を「靈魂の敵」として斥ける (Rb 5, 2; cf. Test 21)。

第 77 条 (1) 兄弟たちは、労働の習慣を持つよう努める (cf. Med F 54b-c)。兄弟たちは、「それが魂の救いに反せず、誇りをもって働くことが出来るならば」(Rnb 7, 3; cf. Test 20)、自分の技能を生かすことが出来る。

(2) たとえ長期間かかわってきたものであっても、兄弟たちは、どんな仕事をも自分のものであるかのように固執してはならない。むしろ、いつでも職場や着手した仕事を断念し、必要な新しい仕事に就く用意を持つ。

第 78 条 (1) 兄弟たちは、仕事を選ぶ上で会則が与えた自由をもって、時代、地域、必要に従って、フランシスカンの生活のあかしが輝き出るようなものを優先させ (cf. CIC 671)、とりわけ貧しい人々への連帯と奉仕の分野を求める (cf. Rnb 9, 2; Med F 54e; Mad 28)。

(2) 仕事を選ぶにあたって、生計の維持を主たる目的としたり、唯一の基準であってはならない (cf. Rnb 22, 25; Test 21; Mad 29)。かえって兄弟たちは、報酬無しでも労力を提供する用意を持つ。

第 79 条 (1) 仕事や奉仕を選択するにあたり、修道院および管区の兄弟的な生活から離れることがないように配慮するとともに、各人の能力への配慮が必要である。そして管区規則の定めに従って、仕事を兄弟共同体として引き受け、共同責任において果たされるようにする (cf. Med F 54c)。

(2) 労働への報酬の中から、兄弟たちは必要なものを受け、しかもこれを謙虚に受け取る (cf. Rb 5, 34)。しかし、自己の働きによって獲得したものであれ、本会の仕事で取得したものであれ、また、年金、補助金または保険金その他、どのようなかたちで支払われるものであれ、すべて兄弟共同体が取得する (cf. CIC 668, 3)。

第 80 条 (1) わたしたちの兄弟共同体では、家事は出来るかぎり兄弟たち自身、全員の手で行われる (cf. CP0 81 21)。

(2) 他の人々が兄弟共同体のために働く場合は、公正に国家法の規定を守らなければならない。

第 81 条 労働に対する報酬や他の収入を合わせても、兄弟共同体の生計維持に不十分な場合、兄弟たちは主の食卓を頼みとし (cf. Rnb 7, 8)、規則の定めに従い (cf. CIC 1265)、「信頼をもって施しを求める」(Rb 6, 2)。

第 82 条 (1) すべての兄弟は金銭を、「神のしもべ、また、いと聖なる清貧の追求者にふさわしく」(Rb 5, 4)、貧しい者にあつたやり方で、また、兄弟共同体への連帯責任において使う。

(2) 金銭の使用に関して、兄弟たちは管区長および修道院長たちに完全に従属するものであり、使う許可を求めるだけでなく、収支を誠実に報告する。

(3) 兄弟たち、とりわけ管区長および修道院長たちは、貧しい人々の必要を常に念頭に置いて、どのような蓄財をも注意深く避ける (cf. Litt. Scr, 2. II. 1970)。

第 83 条 (1) 御子が御父に派遣されたように、すべての兄弟たちは、聖霊の導きのもとに、すべての被造物に福音を宣べ伝えるよう、全世界に派遣されている。主の御教えのあかしをたて、

神の他に全能者がいないことをすべての人々に知らせる (cf. Ep0 9)。

(2) 兄弟たちはすべて、教会全体が持っている福音宣教の任務に与る。兄弟たちは「からだ全体を舌のようにした」(1Cel 97) 聖フランシスコの模範に倣い、主の勧めをいつでも受け入れる用意をもち (cf. Rb 12, 1)、どこに呼ばれ、派遣されても、生活全体の清さを伴った言葉と行いをもって、すべての民を感化する (cf. Ep0 9)。

第 85 条 福音宣教を行うにあたり、兄弟たちはイエス・キリスト、しかも十字架につけられた方を告げ知らせる (cf. 1Cor 2, 12)。そして、ひたすら、イエスの足跡に従うことのみを求め、出会うすべての人に主の平和と恵み (cf. Test 23) と、より良き世への確かな希望 (cf. Mad 31) をもたらす。

第 86 条 兄弟たちは、人々に悔い改めの必要を諭すとき (cf. EpC 16)、先に自分が福音化されることを受け入れない限り、誰をも福音化することができないことを知って (cf. EpF II 25)、まず自分が悔い改めにふさわしい実を結ぶ (cf. EN 24; Bah 15. 28-29)。

第 87 条 (1) 兄弟会全体は、すなわち会も、管区も、修道院も、またすべての兄弟も、自分たちのためにのみ生きるのではなく、他者のために益をもたらすものでなければならない (cf. OffRyth, ant. Laudes in AF X 383)。兄弟たちは、自分たちの間で営むその同じ兄弟的交わりを、すべての人に及ぼすことを求める (cf. EN 15; Med M 2; Mad 15. 31. 33; Bah 22-23)。

(2) 祈りと悔い改めの業に基づくこのような兄弟的交わりは、福音への第一にして、優れて明らかなあかしであり (cf. Io 13, 35; CIC 673; EN 69; Med M 10)、新しい人間家族の預言者的しるしである。人々の中での兄弟たちのふるまいは、彼らを見たり聞いたりする人がみな、天の御父を称め賛えるほどになるはずである。

(3) 教会が現代社会の救いの秘跡としてより明らかになるように、兄弟たちは貧しい人々の区域や一般庶民の間に兄弟共同体

を設置し、それらを福音宣教への優れた手段であるとする。

第 89 条 (1) 生活によるあかし、すなわち、神の国を言葉によらずに宣言することは、福音宣教のはじめであり、第一の方法である (cf. EN 21; Rnb 16, 6)。これはすべての兄弟、すなわち聖職にある者にも信徒にも (cf. Rnb 17, 5)、説教者や祈りに従事する者にも、あるいは「労働者」にも、若者にも年寄りにも、健康な者にも病人にも (cf. Rnb 23, 7) 出来ることであり、また、なすべきことである。それゆえ、兄弟共同体において小さき者として生きるかぎり、自分たちがキリスト者であることを告白することになる。

(2) 言葉によるあかし、すなわち明白な宣言は (cf. EN 22; Rnb 16, 7)、福音宣教のもう一つの方法である。それは職務のゆえにみことばの奉仕をゆだねられた者によって行われ、彼らは神の子、ナザレのイエスの御名と教え、ご生涯と約束、御国と秘義を告げ知らせる。

第 90 条 兄弟たちは、神の恵みであるカトリック信仰をこの上なく大切なこととし、人間的な思惑を捨て、自分の信仰を謙虚に、力強く、喜びをもってすべての人々の前で公言する (cf. Rnb 16, 6)。

第 91 条 小ささの特権以外に、兄弟たちは自分自身や兄弟共同体のために、いささかも特権を求めたり受けたりしてはならない (cf. Test 25-26)。聖フランシスコの言によれば、兄弟たちは、自分たちの召命に固有である小さき者としての身分にとどまる限り、神の教会に実りをもたらすからである (cf. 2Cel 148; cf. LegPer 115)。

第 92 条 (1) キリスト信者の間に生活しながら、兄弟たちは神の恵みに対して負い目があることを自覚し、すべての者が一致と愛のうちに、真の信仰と悔い改めのうちに踏みとどまるよう、全力を尽くす (cf. Rnb 23, 7)。

(2) 人々の間に、生来の特性に合った仕方で信仰を生き、典礼を行いたいという望みが大きくなったとき (cf. Med M 14)、

兄弟たちは喜んで地域文化への開化を進めるよう手助けをする (cf. CP0 81 9)。

第 93 条 (1) 見せかけではなく心からの敬意をもって他人の声に耳を傾けるように努め、共に生活している周囲の人々すべて、特に、私たちの教師である貧しい人々 (cf. Bah 11; cf. Vinc. A Paulo, Entretiens, Coste X 332) から喜んで学ぶ。そして、すべての人と対話する用意を持つ (cf. Med M 24)。

(2) 現代世界の中に、また、他の宗教や文化の多くの要素の中にも、みことばの種子と神のひそかな現存を認め (cf. AG 9; LG 16)、深い尊敬をもってそれらを研究する。

第 94 条 諸文化の福音化はきわめて重要であり、兄弟たちは精力的にこれを推し進める。これによって、生活のすべての分野において真の人間的な価値が高められ、人間の尊厳を犯す乱用が根絶される (cf. EN 20)。

第 95 条 (1) どこにおいても信仰一致の精神を推し進め、教会法第 755 条の規定を踏まえて、事情が許さざり、その方法や手段を、他のすべてのキリスト者と協力して追求する (cf. AA 27; AG 15; Med M p. II, c. II 2E; Med F 50.61)。

(2) 兄弟たちは他宗教の信仰者たちの間に好意と尊敬をもって生活し、神が兄弟たちに与えられた人々を教え導くために、彼らと共に働く (cf. Med M 21.24, p. II, c. II, 2F)。

(3) 聖フランシスコと本会初期の宣教師たちに倣う者として、兄弟たちは、イスラム教の民の中に謙虚さをもって赴き、敬虔に生活するよう、大いに心掛ける (cf. Rb 12, 1; Rnb 16, 3)。彼らにとってもわたしたちと同じく、神のほかには全能者はいないのである (cf. Ep0 9)。

第 96 条 (1) 社会問題の重要さと深刻さを充分認識して、兄弟たちは社会秩序、家族及び人間に関する教会の教えを熱心に学び、かつ教える。また、文化の他の要素についても、キリスト者の応答を導くための対話を始めるに適したものとして批判的に研究する (cf. EN 31)。

(2) 人類の大部分が未だに貧困、不条理、抑圧に苦しんでいるので、兄弟たちは、善意のあるすべての人々と共に、復活したキリストにおいて、正義と解放と 平和の社会を築くよう献身し (cf. Med M 25.26.27; Mad 34; Bah 32-37)、個々の状況の諸原因を考え合わせながら、愛徳と正義、そして国際的連帯の諸事業に参加する (cf. AA 8.14; UR 12)。

(3) 教会と本会の内部においても兄弟たちは、すべての人の権利と人間としての価値が尊ばれ、守られるよう、謙虚に勇気をもって働く (cf. RH 17; Mad 35; CPO 81 3.9.15)。

第 97 条 (1) 主によってハンセン病者の間に導かれた聖フランシスコの模範に倣って、すべての兄弟一人ひとりが、「落ちこぼされた人々」、貧しい人々、抑圧されている人々、苦しめられている人々、病気の人々を優先させ (cf. Bah 24-31)、彼らの間で生きることを喜び (cf. Rnb 9, 2)、「あわれみを示す」(cf. Test 1-2; Lc 10, 25-27)。

(2) 全世界の社会的に小さな人々と兄弟的交わりを持ち、貧しい人々の状況をめぐる今日的な出来事を把握して (cf. Bah 31a)、兄弟たちは 貧しい人々自身が、人間としての尊厳をもっと自覚するように働き、またそれを護り、高めるよう働く (cf. Med M 12.23; Mad 35)。

第 98 条 (1) 兄弟たちは地位のある人、権力のある人、裕福な人に出会うとき、彼らを軽蔑したり、裁いたりしてはならない (cf. Rb 2, 17)。むしろ、彼らにも悔い改めを勧め、すべての良いものを、貧しい人々の中に常に現存しておられる、主なる神にお返しするよう、謙虚に忠告を与える (cf. Rnb 17, 17; Adm 18, 2)。

(2) 聖フランシスコの模範に倣い、小さき兄弟たちは、他者の生活と自由を脅かしている人々のもとへ行き、和解と回心の良きたよりと、新しい生命の希望をもたらす (cf. Rnb 7, 14)。

第 99 条 信仰は、議論によってではなく、聖霊の働きによって人々の心に生まれるものであり、聖霊はお望みになるままに、人それぞれに恵みを分けて下さる (cf. 1Cor 12, 7 ss.; Lc

12, 12)。人々があかしを受け入れないとき、兄弟たちは祈りと忍耐において待望し、「迎えられない所があれば、神の祝福をいただいて償いを行うために、他の所に逃れる」(Test 26)。

第 100 条 主から説教の恵みを与えられた兄弟たちは、救いの「喜ばしき便り」を宣べ伝え、すべての人が天地の創造主を畏れ、愛し、悔い改めを行うように教え、キリストの神秘を余すところなく忠実に提示する (cf. Rnb 16, 7; CIC 760)。

第 101 条 (1) 聖なる叙階を受けた兄弟たちは、関連法規を踏まえた上で、どこにおいても教話を行うことができる。自己の管区長から許可された信徒の兄弟は、典礼における説教を除き、どこにおいても、わたしたちの霊的家族に対して教話を行うことができ、また、司教協議会が定めた規定に従って、信徒に対しても教話を行うことができる (cf. CIC 757. 758. 759. 764)。

(2) みことばの奉仕者およびすべての神学者は、他の人々に霊といのちを与えることができるように、細心の注意を払って養成される (cf. Test 13)。

(3) 管区長たちは、普遍法及び固有法の定めに従って、みことばの奉仕職への本会の候補者をよく調べ、適しているならば許可を与える (cf. Rb 9, 2)。

(4) 兄弟たちの聖堂もしくは礼拝堂で、兄弟たちに教話をするためには、管区長または修道院長の許可が必要である (cf. CIC 765)。

第 102 条 (1) みことばの教話は人々に益をもたらし、彼らを教え導くためであり (cf. Rb 9, 3)、教会の伝承と、人々の必要と生活状況という、生きた文脈の中で理解された聖書に基づくべきである。

(2) 教話が真に預言的になるために、時のしるしを注意深く探し求め、それを福音の光によって理解する (cf. GS 4)。

第 103 条 (1) 聴衆の心に語りかけるのは聖霊であるので、兄弟たちは教話をするとき、現代の善徳と悪徳について、純潔な言葉で、簡潔に語る (cf. Rb 9, 3-4)。

(2) 兄弟たちは教話の務めを果すとき、聴衆は大学者に対してよりも、あかし人に喜んで耳を傾け、彼があかし人である場合のみ、大学者にも耳を傾けるものであることを銘記する (cf. EN 41)。それゆえまず、自分自身に教話すべきである。

第 104 条 福音を告げ知らせるにあたり、兄弟たちは忍耐と謙虚さをもって努め、すべての人の良心に対して深い尊敬を示す。改宗を強いるようなことは一切避け、神が彼らにお与えになる以外のことを聴衆から望んではならない (cf. EpM 6-7)。

第 105 条 (1) 教話を行う職務を委ねられた兄弟は、倦むことなき熱意をもって、都合の良いときにも悪いときにも、教区司教の意に反しないかぎり、部分教会において熱心に止むことなく神のみことばを語る (cf. Rb 9, 1; Med M 15-16; p. II c. IV 1a)。

(2) 本会古来の伝統に従い、兄弟たちは部分教会を助けて、聖書とカトリックの信仰を、人々と時代に適した方法によって広める。

第 106 条 兄弟たちは、要理教育に力を注ぐように、特に配慮する。

第 107 条 本会の創立当初から大いに評価されてきた民衆への教話を行うときに、みことばの奉仕者たちは、素朴で教育を受けていない人々に深く配慮して、彼らにふさわしい方法で福音の真理を伝える。

第 108 条 兄弟たちはさらに、すべての人の聖化を助け、促進させる。司祭は、特にゆるしの秘跡の奉仕によってこれを行う。

第 109 条 (1) 兄弟たちは、福音宣教のため、また人間の地位向上のためにマス・メディアを活用する。そのためにわたしたちのクリスマと身分にふさわしい方法で使用するよう備える。しかし、神のみことばを広める上では、小ささの精神こそより効果的であることを、忘れてはならない。

(2) 兄弟たちが宗教と道徳の問題を扱った書物を出版するためには、自己の管区長の許可をも得なければならない (cf. CIC

832)。

第 110 条 専門職の兄弟、殊に神学の分野における専門家は、その働きが福音宣教のつとめのために非常に有益である。彼らは本会においてその研究を行い、また、関連法規の手続きを踏んで、「愛に基づいて真実を示す」(Eph 4, 15; GS 62; CIC 218) 成果を公表する正当な自由を持つ。但し、教会の教導権に対してふさわしい恭順を示さなければならない。

第 111 条 本会は、神の民が行うべき福音宣教のつとめを推し進めるすべての活動、および、わたしたちの兄弟性と小さき者としての身分に矛盾しないすべての活動を行うことが出来る。

第 115 条 (1) 部分教会で働く兄弟たちは、司教およびその協働者たちを助ける心構えをもち、その司牧方針、特にフランシスカン・カリスマと調和するものを実践する。

(2) 福音宣教のつとめを果す上でわたしたちの兄弟会が預言者的なものとなるために、兄弟たちは、教会の意向に従い、兄弟共同体生活との調和を保ちながら、新しい方法でフランシスカン・カリスマを生きるように心がける (cf. CPO 81 11; CIC 677, 1)。

第 116 条 (1) わたしたちの兄弟会全体は宣教するものである。そして聖フランシスコの模範、および会則で明らかにされている彼の意志に従って、教会の使命に与る (cf. Rb 12, 1-2; Med M 2)。それゆえ、一人ひとりの兄弟は、自分の責任を自覚して、宣教活動における自分の役割を果す。

(2) 兄弟たちは、本会がいかなる民族の特質にも適合すること、それゆえ初めから全世界に設立されるべきことを心にとめて、本会を部分教会の中に溶け込むように配慮する (cf. AG 18. 40; Med M p. II c. II 2; c. IV 1a)。

第 117 条 (1) 本会において宣教者と呼ばれるのは、会則に従って神の勧めにより、海外宣教活動に身をささげることが望み、権限のある管区長によって派遣された兄弟である (cf. Rb 12, 1-

2; Rnb 16; CIC 784)。

(2) 海外宣教の目的は、喜びの知らせをまだ耳にしたことのない民族ないし団体に、主イエス・キリストの福音をもたらすことであり、また、福音を受け入れた人々が部分教会を築くのを手助けすることである。

(3) 海外宣教は、どの部分教会においても、人員と必要な手だてを用いて、それが十分に築き上げられるまで、あるいは、かつての活力を取り戻すまで、続ける必要がある。

第 118 条 (1) 「兄弟たちのだれであろうと、神の勧めにより、非キリスト教徒のもとに行きたいと望む者は、自分の管区長に許可を求める」(Rb 12, 1)。その兄弟の適性と派遣の適切さを判断するのは、管区長の務めである (cf. Rb 12, 2; Rnb 16, 4)。

(2) 個々の兄弟は、キリスト信者の間に、宣教に対する責任の自覚を呼び起こす (cf. Med M p. II, c. I 7)。

第 121 条 (1) 管区長は宣教者たちが、その将来の任務をより効果的に果せるために、必要な養成を受けるよう配慮する。

(2) 時代は流れ、社会は大きく変化しているので、宣教者たちは、役務が要求することに常に応えられるよう、自己を刷新しなければならない。管区長たちは、適切な生涯養成を準備することによって、すべての宣教者たちがこの刷新に与るよう配慮する責務を持つ (cf. Med M p. II, c. I 4Bb. c)。

第 127 条 (1) 兄弟たちの養成は、同時に人間として、キリスト者として、フランシスカンとしてのものでなければならない (cf. Med F 4-18)。

(2) 養成は、兄弟たちを人間としての十分な成熟へ導くべきものである。それゆえ、会員がその肉体的、心理的、道徳的、知的な資質をよく調和して発展させることができ、かつ積極的に社会生活に参加するように、啓発されなければならない (cf. CIC 795)。

(3) 兄弟たちが日々回心し、洗礼が要求することを実行出来るように、養成はまずもってキリスト教的な性格を持たなければならない。それは特に、神と、人々と、他の被造物との関係を深

め、教会の交わりとキリスト教一致、さらに使徒的奉仕の意識を強めるものである (cf. Med F 43-45. 52-53. 55-58. 59-61)。

(4) 養成がまずもって持つ務めは、フランシスカンの福音の生き方、および兄弟として、また小さき者としての生活、貧しさと労働の習慣を身につけること、さらに、本会における福音宣教の展望を示し、体験させることである (cf. Med F 29-32. 46-54; CP0 81 8.9.12-14; Bah 41; Rnb 1)。

第 137 条 (1) ひとりひとりの兄弟は、最終的で決定的な責任を持つ者として、自分の生涯養成のために配慮し、実行していく責務を持つ (cf. CP0 81 48)。

(2) 兄弟共同体そのものが生涯養成の主要な場であるので、個々の兄弟、そしてまずもって修道院長は、兄弟共同体の通常の生活が養成としての役割を果たせるように誠心誠意、配慮する (cf. CP0 81 49)。

(3) すべての管区長及び修道院長は、あらゆる種類の集会を活用して、生涯養成を活性化し、整序し、また、諸規則の定めに従って、必要な手立てを講じる責務を持つ (cf. Rnb 18, 1; CP0 81 51; CIC 661)。

第 139 条 (1) 適切な養成を行うために、管区兄弟共同体は、自分たちが養成共同体であることを自覚する。実に、生活の模範として、管区の全兄弟の生活はすべての人々の間にフランシスカンの理想を広める上で非常に重要である。

(2) 職務として、管区における養成には、生涯養成、召命への司牧および初期養成のために、規則に従い明文によって担当の兄弟たちが任命される。この重要かつ責任ある職務には、適性があり、しかもフランシスカン生活に秀でて成熟した兄弟たちが選ばれる。

第 140 条 (1) 養成修道院の兄弟共同体は初期養成にとって重要である。それゆえ、養成の責任を自覚し、フランシスカン生活への養成途上にある兄弟たちに、効果的な助けを与える兄弟たちによって構成されなければならない (cf. Med F 20. 25; CP0

81 28.65)。

(2) 初期養成の責任は、養成修道院に属する全兄弟にある。しかし、狭義には、養成指導者（マジステル）あるいは学院長と、そしてもしあるなら、規則の定めに従って各々の役割を分担する養成担当者団に責任がある。

(3) 養成修道院では、養成指導者（マジステル）あるいは学院長が、養成修道院の兄弟たちと共に、そしてもしあるなら、とりわけ養成担当者団と共に、養成に関するすべてを管理し、兄弟共同体全体のことを考慮しながら、養成活動を調整する。兄弟共同体全体の正式な統治権限は修道院長にある。

第 232 条 修道院は、修道院長の権威のもとに、一定の場所すなわち住居に適法に設置された兄弟共同体である。すべての兄弟は、いずれか一つの修道院に籍を置く (cf. CIC 608.655)。

フランシスカンの独自性

総理事会による資料 2012 年ローマ

翻訳・発行：フランシスコ会日本管区

発行日：2013年2月5日

106-0032

東京都港区六本木 4-2-39

聖ヨゼフ修道院